

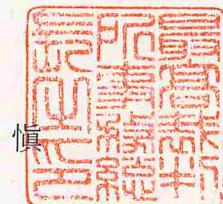
最高裁秘書第1584号

令和3年5月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年4月6日付け（同月7日受付、第030071号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年6月29日付け最高裁判所事務総局家庭局第一課長事務連絡「補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について」（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー08)

平成28年6月29日

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 和 波 宏 典

補導委託中の少年の選挙権の行使に対する配慮について

(事務連絡)

公職選挙法の選挙権年齢を満20歳以上から満18歳以上に引き下げるこことを主な内容とする公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）が、平成27年6月19日に公布され、一部の規定を除いて平成28年6月19日から施行されており、同月22日の第24回参議院議員通常選挙の公示日以後に公示又は告示される選挙については満18歳以上の者が投票できることとなっています。

そのため、家庭裁判所に係属中の少年についても、対象となる少年の選挙権の行使に支障が生じないように取り扱われる必要がありますが、特に、補導委託中の少年に関しては、家庭裁判所としても、補導委託先に対し、必要な情報提供や注意喚起を行っておく必要があるものと考えられます。

については、各家庭裁判所において、全ての補導委託先（未登録の補導委託先を含む。）に対して注意喚起を行うなどして、少年の選挙権の行使に支障が生じないよう必要な配慮を行ってください。

具体的には、補導委託先に対し、満18歳以上の少年には選挙権があることを再認識していただく一方、少年の投票行為に干渉することがあってはならないことも十分理解していただくことが重要であり、例えば、少年が投票に行きたいと申し出た際にはその行使に支障が生じないような配慮をすることが必要である旨を伝える

ことなどが考えられます。

なお、今後、補導委託先の登録を行う場合及び新たに未登録で補導委託先を利用する場合には、これまでの一般的指導に加えて、上記の注意喚起等を行ってください。

おって、観護措置中の少年についても、選挙権の行使に対する配慮を行う必要があります。少年鑑別所収容中の少年については、不在者投票により選挙権を行使できるようになった旨の情報に接していますので、念のため申し添えます。